

防官政第3888号
15. 4. 17
防官政第3176号
16. 3. 30
防官政第2371号
17. 3. 29
防官政第2203号
18. 3. 24
防官政第7069号
18. 7. 26
防官政第11622号
18. 12. 26
防官政第8255号
19. 8. 29
防官文(事)第18号
27. 10. 1
防官文(事)第301号
29. 8. 9
防官文(事)第43号
令和2年2月20日
防官文(事)第51号
令和4年3月16日
最終改正 防官文第6167号
令和4年3月30日

最終改正

大臣官房長
各局長
各防衛参事官
衛生監
技術監
施設等機関の長 殿
各幕僚長
情報本部長
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官

事務次官

防衛省本省の情報公開業務における開示請求者の個人情報の取扱いに関する検査実施要領について（通達）

標記について、別添のとおり定められたので通達する。

なお、防官政第5205号（14.6.12）及び防官政第6316号（14.7.24）は、廃止する。

防衛省本省の情報公開業務における開示請求者の個人情報の取扱いに関する検査実施要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、防衛省本省の情報公開業務における開示請求者の個人情報の取扱いが適切になされているかについての検査（以下「検査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 検査の目的

情報公開業務における開示請求者の個人情報の取扱いについて（防官文第5206号。14.6.12）等において改善措置としてとることとされた事項が関係職員に十分理解され、適切に業務に反映されているかを検査することを目的とする。

3 検査の内容

検査は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関連規則の遵守状況について行うものとする。

4 検査実施体制

- (1) 防衛省本省に情報公開検査管理者1人を置き、大臣官房文書課長をもって充てる。
- (2) 情報公開検査管理者は、防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部（自衛隊サイバー防衛隊を含む。）、陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）、海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）、航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）、情報本部、防衛監察本部及び地方防衛局及び地方防衛支局（以下「各機関」という。）が情報公開業務の一環として取得した開示請求者の個人情報（以下「開示請求者の個人情報」という。）の取扱いに関する検査の実施に関する事務をつかさどる。
- (3) 防衛省本省に情報公開検査実施総括者1人を置き、大臣官房文書課情報公開査察官をもって充てる。
- (4) 情報公開検査実施総括者は、情報公開検査管理者の命を受け、検査の実施に関する事務を総括する。
- (5) 情報公開検査管理者は、情報公開検査実施総括者のほか、大臣官房文書課の職員及び同課に併任又は兼補を命ぜられた職員のうち、検査を行わせる職員（以下「検査員」という。）を指名し、検査を行わせるものとする。

5 検査員の権限

検査員は、検査の実施に当たり、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）その他の物件の提示を関係者に求め、又は関係者に質問し、若しくは説明を求めることができる。

6 検査員の遵守事項

検査員は、職務上知り得た事項をみだりに他人に漏らし、又は自ら窃用してはならない。

7 検査を受ける機関の職員の協力義務

検査を受ける機関の職員は、検査員の実施する検査に協力しなければならない。

8 検査のための状況報告義務

- (1) 防衛省本省の情報公開に関する訓令（平成13年防衛庁訓令第39号。以下「訓令」という。）第3条第1項に規定する防衛省情報公開管理者（以下「防衛省情報公開管理者」という。）は、検査の実効性を確保するため、同条第3条第4項に規定する防衛省情報公開室及び同条第6項に規定する地方防衛局等情報公開室（以下単に「情報公開室」という。）から他の部署への開示請求者の個人情報の伝達の状況について、情報公開検査管理者が定めるところにより、情報公開検査管理者に報告しなければならない。
- (2) 防衛省情報公開管理者及び訓令第4条第1項に規定する機関等情報公開責任者（以下「機関等情報公開責任者」という。）は、検査の実効性を確保するため、各機関における開示請求者の個人情報の保有の状況について、情報公開検査管理者が定めるところにより、情報公開検査管理者に報告しなければならない。
- (3) 防衛省情報公開管理者及び機関等情報公開責任者は、検査の実効性を確保するため、各機関における情報公開業務に関連した開示請求者との調整の状況及び調整の結果入手することとなった個人情報の保有の状況について、情報公開検査管理者が定めるところにより、情報公開検査管理者に報告しなければならない。

第2 検査の実施

1 検査の通知

情報公開検査管理者は、検査を実施する際には、必要に応じて防衛省情報公開管理者及び機関等情報公開責任者にその旨通知するものとする。

2 検査の方法

検査の方法は、主として以下によることとし、細部については情報公開検査実施総括者が定めるところによる。

- (1) 開示請求者の個人情報が含まれる行政文書の検査
- (2) 情報公開業務に従事する職員への聞き取り検査

3 検査の結果の報告

(1) 検査の結果の取りまとめ

情報公開検査実施総括者は、各検査員が行った検査の結果を取りまとめ、情報公開検査管理者に報告するものとする。

(2) 防衛大臣への報告

情報公開検査管理者は、前号の規定により報告を受けた検査の結果を順序を経て、適宜防衛大臣に報告するものとする。

第3 その他

1 機関の長の協力

大臣官房長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長及び地方防衛支局長（以下「各機関の長」という。）は、検査の円滑な実施のため、情報公開検査管理者に検査の要員の差し出しを含め必要な協力を行うものとする。

2 違法事項の報告

各機関の長は、開示請求者の個人情報の取扱いに関し、違法な事項があると認めるときは、速やかに防衛大臣に報告するとともに、情報公開検査管理者にその旨を連絡するものとする。

3 個人情報の伝達

(1) 伝達方式

情報公開室は、個人情報の伝達事実を明確にし、検査の実効性を確保するため、情報公開業務遂行上やむを得ず開示請求者の個人情報を他の部署へ伝達する場合には、書面により行うこととする。

(2) 伝達の報告

情報公開室は、前号の規定により伝達を行った場合には、速やかに、その旨を情報公開検査実施総括者に連絡するものとする。

4 自己点検

防衛省情報公開管理者及び機関等情報公開責任者は、開示請求者の個人情報の取扱いについて、情報公開検査管理者が定めるところにより、自己点検を実施するものとする。

5 委任規定

この要領に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項については、情報公開検査管理者が定める。